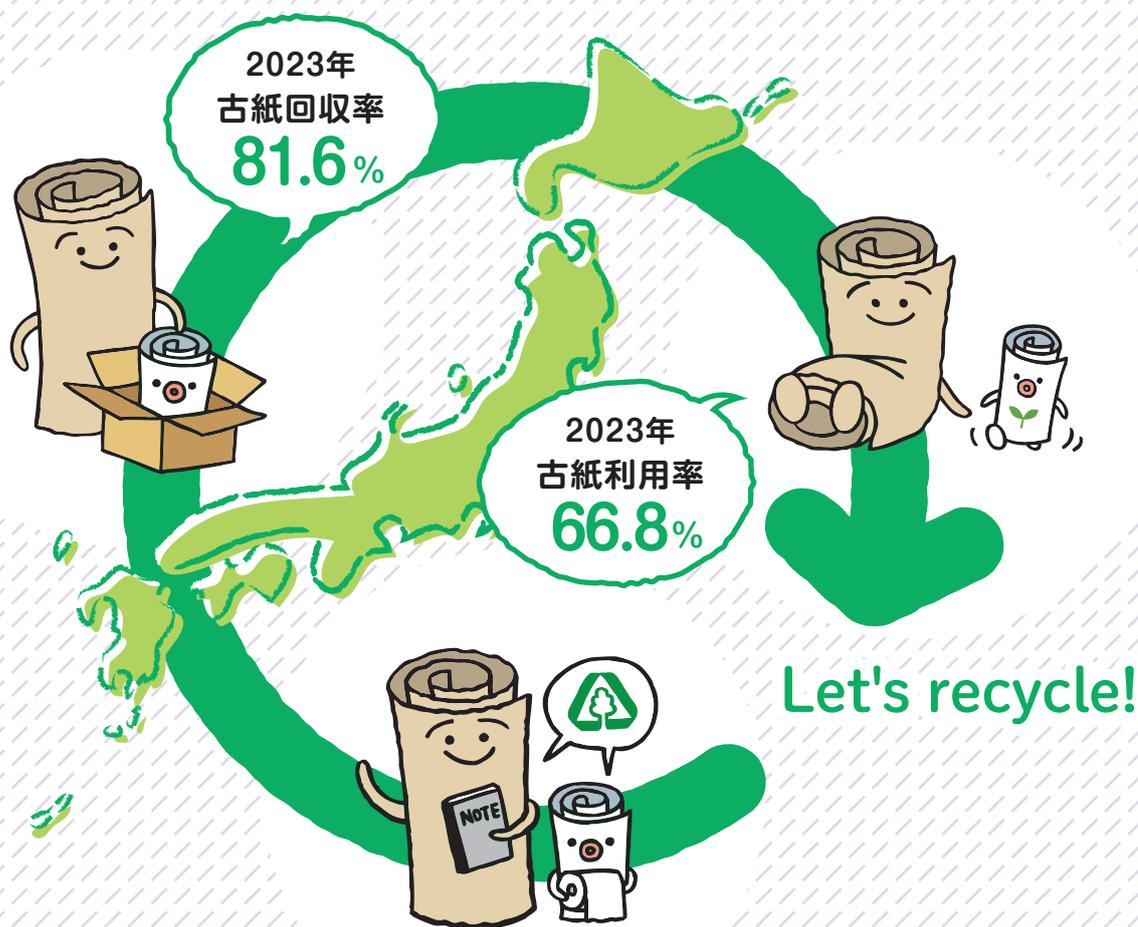


自治体向け 紙リサイクル ハンドブック

2023年版



2024年3月発行



公益財団法人
古紙再生促進センター

50th
ANNIVERSARY

もくじ

1. 紙リサイクルの意義と課題	1
2. 資源循環型社会形成のための法体系、専ら物について	2
1) 資源循環型社会形成のための法体系	2
2) 専ら物	3
3) 古紙	3
3. 古紙回収と古紙利用の変遷	4
4. 古紙回収	6
1) 全体	6
2) 家庭系古紙（市中回収古紙）	7
3) 事業系古紙（市中回収古紙）	8
4) 古紙問屋の役割	9
5. 古紙利用	10
1) 製紙メーカーの古紙処理	10
2) 製紙メーカーの抄紙工程	11
3) 古紙によるトラブル	11
4) 古紙の種類別分別の理由	12
6. 古紙輸出	13
7. 古紙価格（古紙問屋の店頭購入価格の推移）	13
8. 雑がみ・オフィスペーパーについて	14
9. 禁忌品（製紙原料に適さない紙類）について	15
10. 自治体の古紙関連施策（令和4年度・5年度調査報告）	19
1) 雑がみ袋	19
2) 古紙に混ぜてはいけないもの（禁忌品）	20
3) 集団回収の実施	20
11. 公益財団法人古紙再生促進センター	22
1) 古紙再生促進センターの紹介	22
2) 刊行物（発行物）の紹介	24
3) 古紙を取り巻く主な業界団体	25
12. 参考資料	26
1) 資源循環型社会形成のための法律等の内容	26
2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）	27
3) 古紙の統計分類と主要銘柄	28
4) 古紙標準品質規格	29
5) 雑がみ・オフィスペーパーの分別排出基準	32

本冊子は古紙再生促進センターのホームページに掲載しています。

http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/municipality_paper_recycle_handbook_2023.pdf



日本では、古紙は製紙原料として古くから利用されてきました。記録によれば、奈良時代に使用済みの紙をリサイクルして使用していたと言われています。

終戦を迎えた 1945 年の国民一人あたりの紙・板紙消費量はわずかに 4kg ですが、経済復興を成し遂げた 1965 年には 74kg に増加し、2000 年には 250kg に達しました。紙・板紙の需要の伸びに合わせて、戦後まもなく廃品回収業者による古紙回収が行われるようになりました。

1980 年代に入ると、環境保護と資源リサイクルに関心が集まるようになり、資源の集団回収や古紙の分別回収が社会的に浸透するようになりました。古紙回収率は 1965 年 38.3%でしたが、2023 年には 81.6%に達しています。

こうして紙リサイクルは日本の文化の一つとして定着し、紙や板紙の原料の必需品となっています。昔から「紙の消費は文化のバロメーター」と言われていますが、今や「紙リサイクルは文化のバロメーター」と言えるでしょう。

こうした長年培われた紙リサイクルの文化を絶やすことなく、将来につないでいくことが重要です。

詳細は「古紙の品質を守るために(家庭向け)」をご覧ください。

<http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/hinshitumamoru-1.pdf>



紙リサイクルの4つの意義

製紙原料の安定確保

古紙は国内で発生する貴重な資源

資源の有効利用

木材パルプの繰り返し使用

森林資源の持続可能な利用

新たに使用される木材(パルプ材)の量を抑制

廃棄物の減量化

廃棄物として処理される紙の量を削減

循環型社会の形成に大きく貢献

紙リサイクルの課題

古紙回収量は国内製紙メーカーの古紙消費量を上回っている状態ではありますが、古紙回収量は年々減少し、紙・板紙の品種によっては古紙原料不足が懸念されています。可燃ゴミの減量だけでなく原料(古紙)確保の観点から、更なる古紙回収を進めるには「新聞・雑誌・段ボール」以外で回収余地のある「雑がみ」回収がポイントとなります。

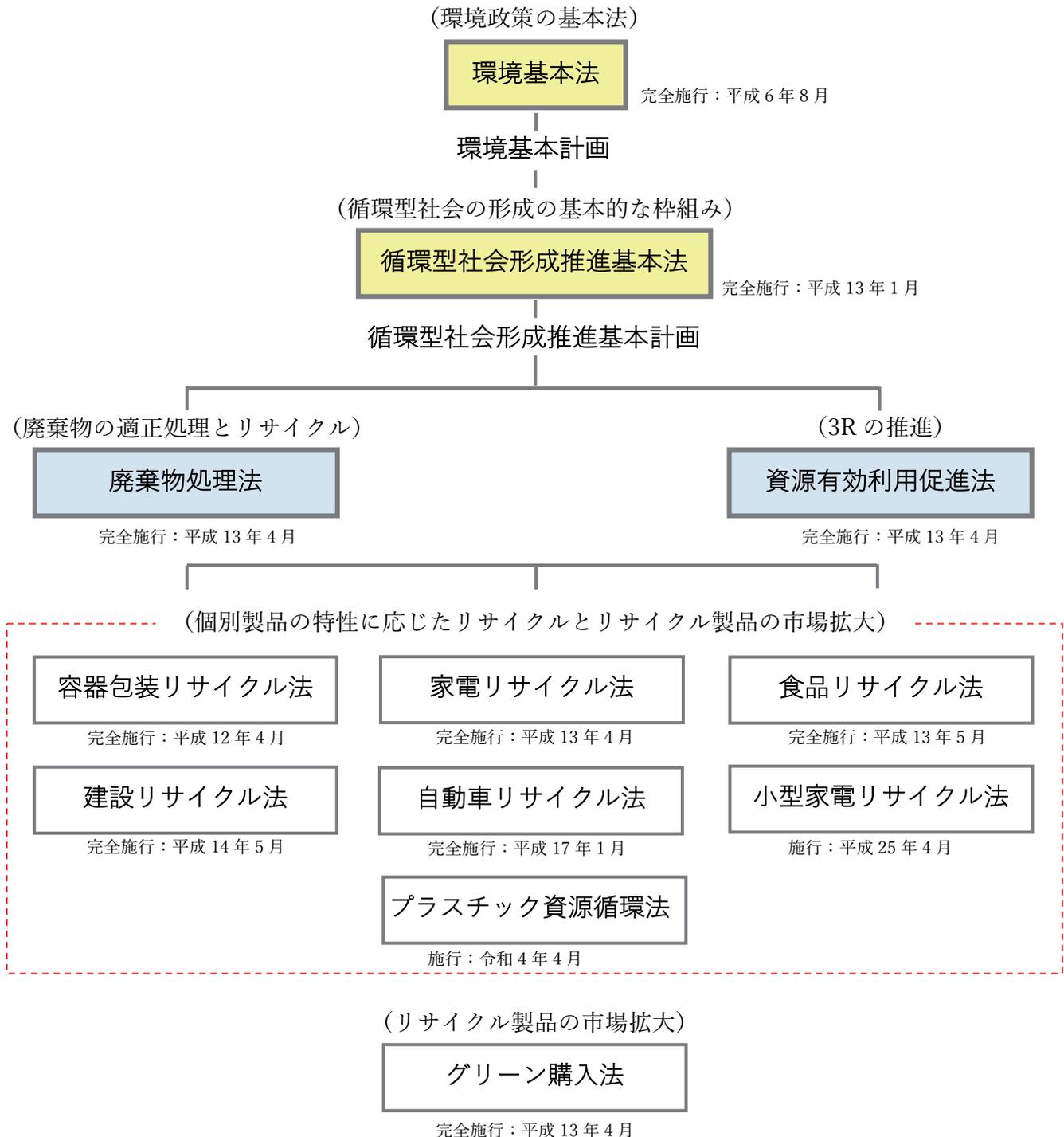
また、雑がみは雑多な紙類のため回収を進めるほど製紙原料に適さない紙類(禁忌品)が混入してきます。禁忌品の多い雑がみは製紙工場での製品トラブルに繋がり使用しづらい問題があり、古紙品質の向上が課題となっています。

2 資源循環型社会形成のための法体系、専ら物について

1) 資源循環型社会形成のための法体系

環境基本法は、日本の環境政策の根幹を定める基本法です。循環型社会形成推進基本法は、この環境基本法の基本理念に基づき制定される下位法として位置付けられる基本法になります。更に循環型社会形成推進基本法の下位法として、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、グリーン購入法があり、容器包装、家電製品、食品廃棄物、建設廃棄物、使用済み自動車、小型家電リサイクル法といった個別製品のリサイクルを推進する法律が制定されています。

体系を図解すると下表のようになります。



各法律等の内容については〈 P.26 資源循環型社会形成のための法律等の内容 〉をご覧ください。

2) 専ら物

もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物(通称「専ら物」)のみを再生目的で扱う業者(通称「専ら業者」)は収集運搬業の許可を必要としません。専ら物は、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維の4品目です。

環整 43 号通知抜粋

産業廃棄物処理業

(2) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

「事業所から出る古紙の取扱いについて」(平成 16 年 1 月 19 日付経済産業省 HP)

平成 16 年 1 月 19 日

事業者の方へ

事業所から出る古紙の取扱いについて

廃棄物処理法の改正により、事業所から排出される一般廃棄物は許可業者等に処理を委託することが義務付けられましたが、有価で取引されている古紙は、この適用を受けません。また、引き取り費用を要する場合でも、再生利用できる古紙については、古紙卸売事業者や再生資源事業者に委託することが可能です。

これまで古紙卸売事業者や再生資源事業者に古紙を引き渡している場合は、従来どおりこれらの事業者をご利用ください。

お問合せ先 経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課(現 素材産業課)

3) 古紙

古紙とは、通常、製紙原料として回収されたものを指し、法令上は「資源の有効な利用の促進に関する法律」の通達(3 生局第 343 号平成 3 年 12 月 24 日)「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について」では、次のように定義されています。

紙、紙製品、書籍等その全部又は一部が紙である物品であって、一度使用され、又は使用されずに収集されたもの、又は廃棄されたもののうち、有用なものであって、紙の原材料として利用することができるもの(収集された後に輸入されたものも含む。)又はその可能性があるもの。ただし、紙製造事業者の工場又は事業場(以下「工場等」という。)における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合(当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者に加工を行わせる場合を含む。)に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されているものは除く。

古紙の規格・基準については次のページをご覧ください。

〈 P.28 古紙の統計分類と主要銘柄 〉

〈 P.29 古紙標準品質規格 〉

〈 P.32 雑がみ・オフィスペーパーの分別排出基準 〉

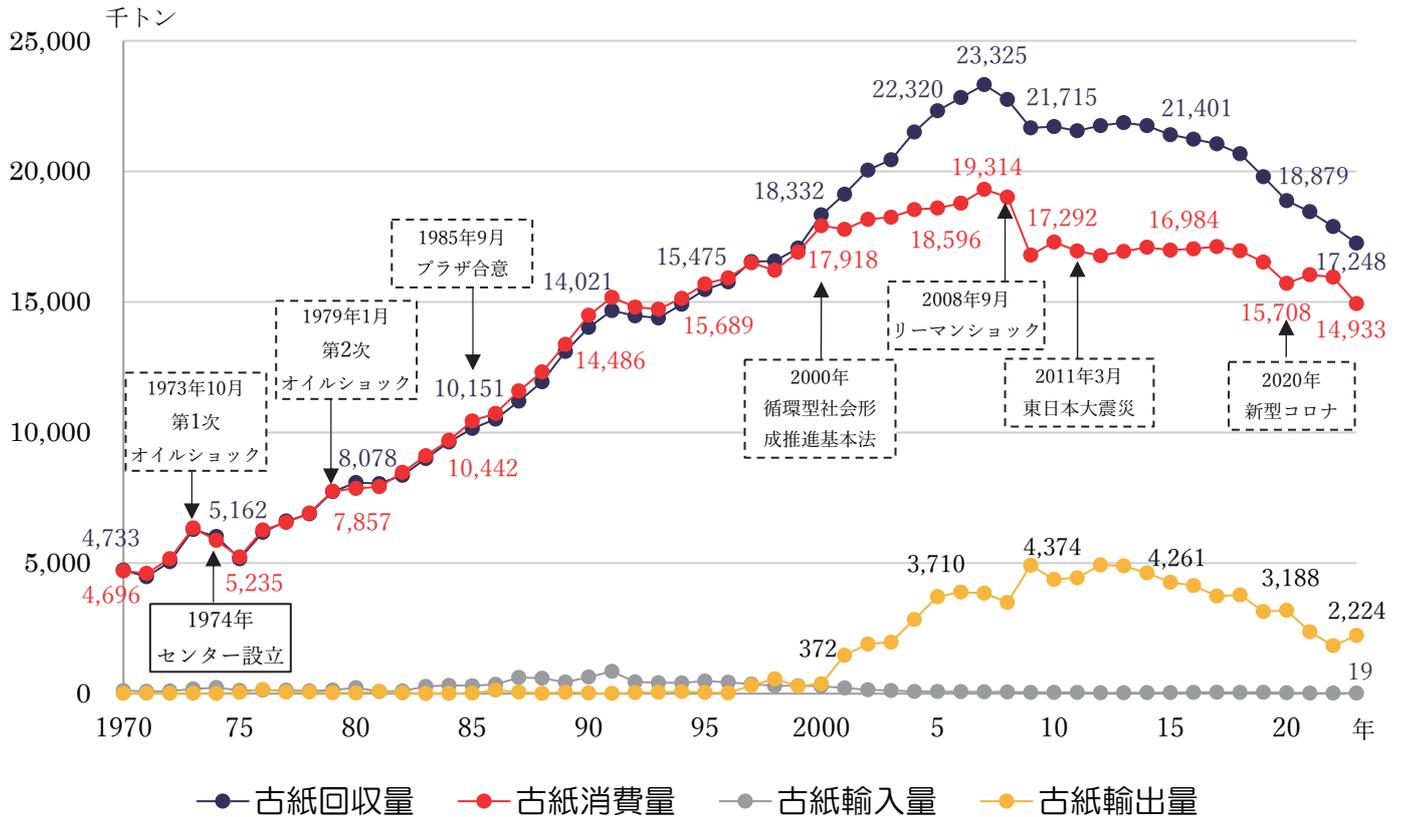
詳細は「古紙ハンドブック」をご覧ください。

<http://www.prpc.or.jp/document/publications/handbook/>



3 古紙回収と古紙利用の変遷

古紙の回収量、消費量、輸入量、輸出量の推移



戦後、大八車やリヤカーにて古新聞、仙花紙による出版物等の回収が行われ、1955年頃には大都市、紙産地の問屋を中心に古紙問屋による古紙回収が行われました。その後、1960年代にはその回収は広域へと発展しました。1960年代には地方からチリ紙交換が始まり、1970年代には東京の一部で集団回収が始まりました。



〈 集団回収の様子 〉

1970年代、高度経済成長により紙・板紙の消費は伸びるはずでしたが、1973年、1979年に起きたオイルショックによる経済の停滞と共に紙・板紙の消費は伸び悩み、古紙回収も一時的に停滞しました。

1980年代に入ると大量生産・大量消費が進み、紙・板紙の消費は急増して行きます。一方、この頃から環境問題が取りざたされるようになり、森林資源の保護や可燃物に含まれる紙類が注目され、資源利用に関する法令が整備されるようになりました。

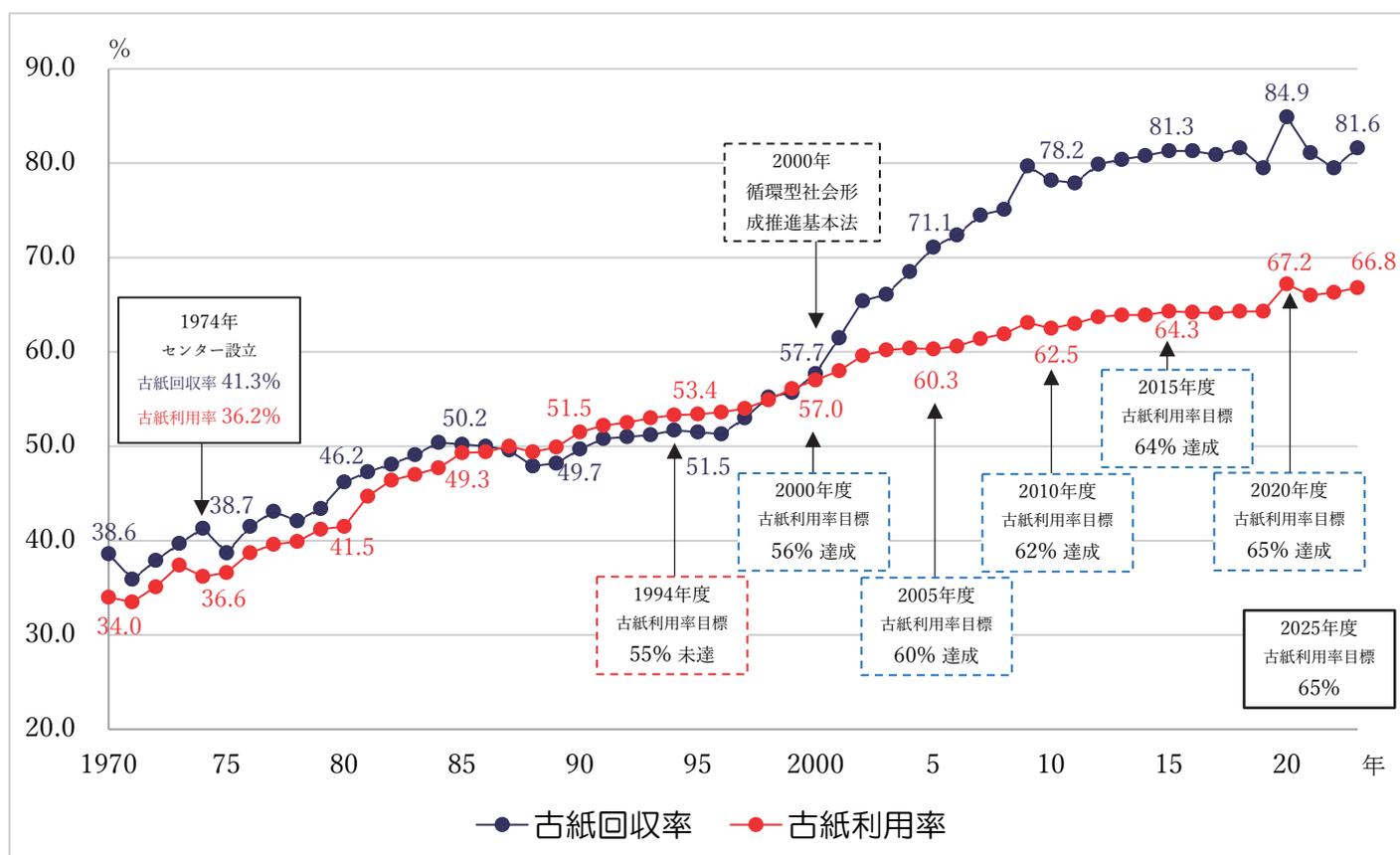


〈 行政回収(ステーション)の様子 〉

1991年に『再生資源の利用の促進に関する法律』が制定され、①古紙の利用拡大、②再生紙の使用拡大、③古紙回収の促進、等の三項目規定と同時に省令にて、古紙の利用率目標(94年度までに55%以上)も決められ、製紙業界の目標となりました。その後、古紙利用率は5年毎に見直され、直近では2025年度65%以上が設定されています。

1997年に東京都で『資源回収モデル事業』が始まり、2000年から東京全域で自治体による『資源回収事業』が開始されました。その後、全国へ展開され、それまでは古紙問屋により組織された古紙回収ネット

古紙の回収率、利用率の推移



ワークの回収が主体でしたが、全国自治体による家庭系古紙回収の支援が行われる様になりました。

全国のゴミ処理設備・廃棄物処理場の処理限界を迎え、①廃棄物等の発生抑制、②資源の循環的な利用、③適正に処分される事に因って天然資源の消費を抑制し環境への負荷低減される循環型社会の実現を目指すものとして、2000年に『循環型社会形成推進基本法』が公布されました。また、同年『容器包装リサイクル法』（1995年制定）が施行され、翌年には『再生資源の利用の促進に関する法律』が見直された『資源有効利用促進法』（1991年制定）が施行されました。

法律制定後、自治体は資源回収をより一層拡大し、可燃物に含まれるリサイクル可能な紙「雑がみ」の回収を始めました。また、大都市圏では事業所の古紙回収に取り組み始めました。

2000年頃までは国内製紙メーカーの古紙消費量と古紙回収量はほぼバランスが取れていましたが、古紙回収量が消費量を上回るようになり古紙余剰問題が発生しましたが、中国の経済成長に伴う旺盛な古紙需要により、国内の古紙余剰は解消されました。また、その後の古紙輸出量の増大とともに古紙回収量も急激に拡大しました。

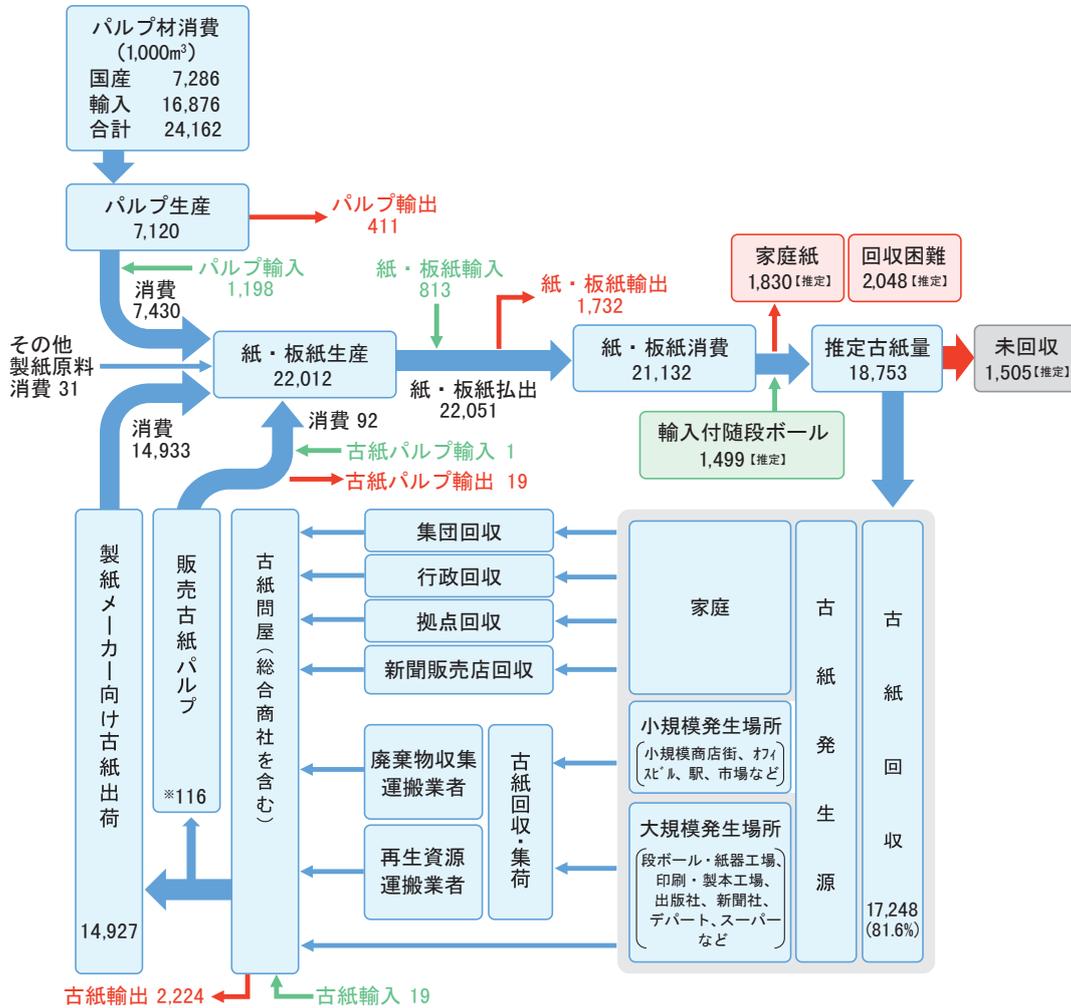
2008年のリーマンショック後、電子化の影響も受け紙・板紙消費は減少に転じ、古紙回収量も減少傾向にあります。古紙回収量は国内製紙メーカーの古紙消費量を上回っていますが、紙・板紙の品種によっては古紙原料不足が懸念されてきています。可燃ゴミの減量だけでなく原料（古紙）確保の観点から、更なる古紙回収を進めるには「新聞・雑誌・段ボール」以外で回収余地のある「**雑がみ**」回収が課題となっています。

4 古紙回収

1) 全体

古紙の発生・流通経路（2023年）

（単位：1,000トン）



※ 古紙回収率 (81.6%) = 古紙回収量 (17,248 千 t) / 紙・板紙消費量 (21,132 千 t) × 100

2023年の紙・板紙生産量は22,012千トンで、消費された量は21,132千トンです。すべての使用済みの紙が古紙になるわけではなく、家庭紙（ティッシュペーパー、トイレットペーパーなど）は使用後は無くなるものや衛生上回収できないものがあります。また、保管されるものや製紙原料に適さない紙類（禁忌品）もあり、それらの合計3,878千トン(推計)は実質回収できません。一方、輸出入製品に付随する段ボールがあり、輸入の方が多くことより推定で1,499千トンの古紙が国内に持ち込まれていることとなります。これらを計算すると国内で回収可能な古紙は18,753千トン(推計)となり、そのうち古紙として17,248千トンが回収されていますので、未回収分は1,505千トン(推計)となります。

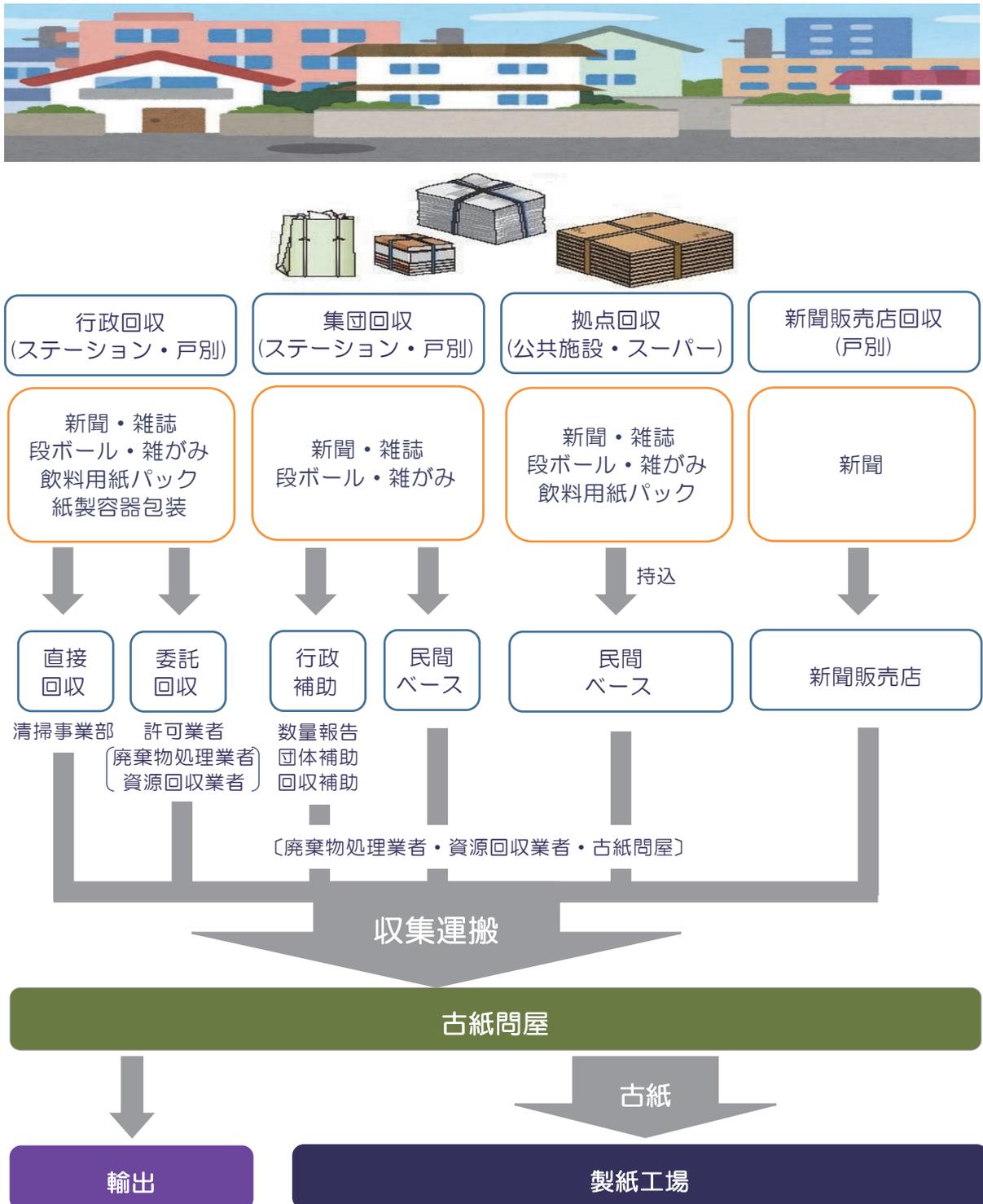
一方、古紙回収は排出者の紙リサイクル意識及び古紙の保管環境、古紙回収業者の回収効率・回収コストなどの面から、現在の古紙回収システムの中での回収限界に近くなっていると思われます。更なる古紙回収を進めるには回収コストが増加する地域もでてくると思われ、その増加分の負担を誰が負担するのが課題となってきます。

2) 家庭系古紙（市中回収古紙）

家庭からの古紙回収は1960年代はチリ紙交換、1970年代からは集団回収、1990年代からは新聞販売店回収や、集団回収に出せない住民に対応した行政回収(資源回収)が行われるようになりました。この頃の排出区分は新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パックでしたが、2000年以降、より一層のゴミ減量のため、自治体によって行政回収の排出区分に雑がみ、紙製容器包装が追加されるようになりました。

2010年代に入るとスーパー等と提携して買い物客が古紙を持ち込んだ量に応じたポイントを付与する古紙回収ステーション(拠点回収)での古紙回収が行われるようになり、全国に展開しています。

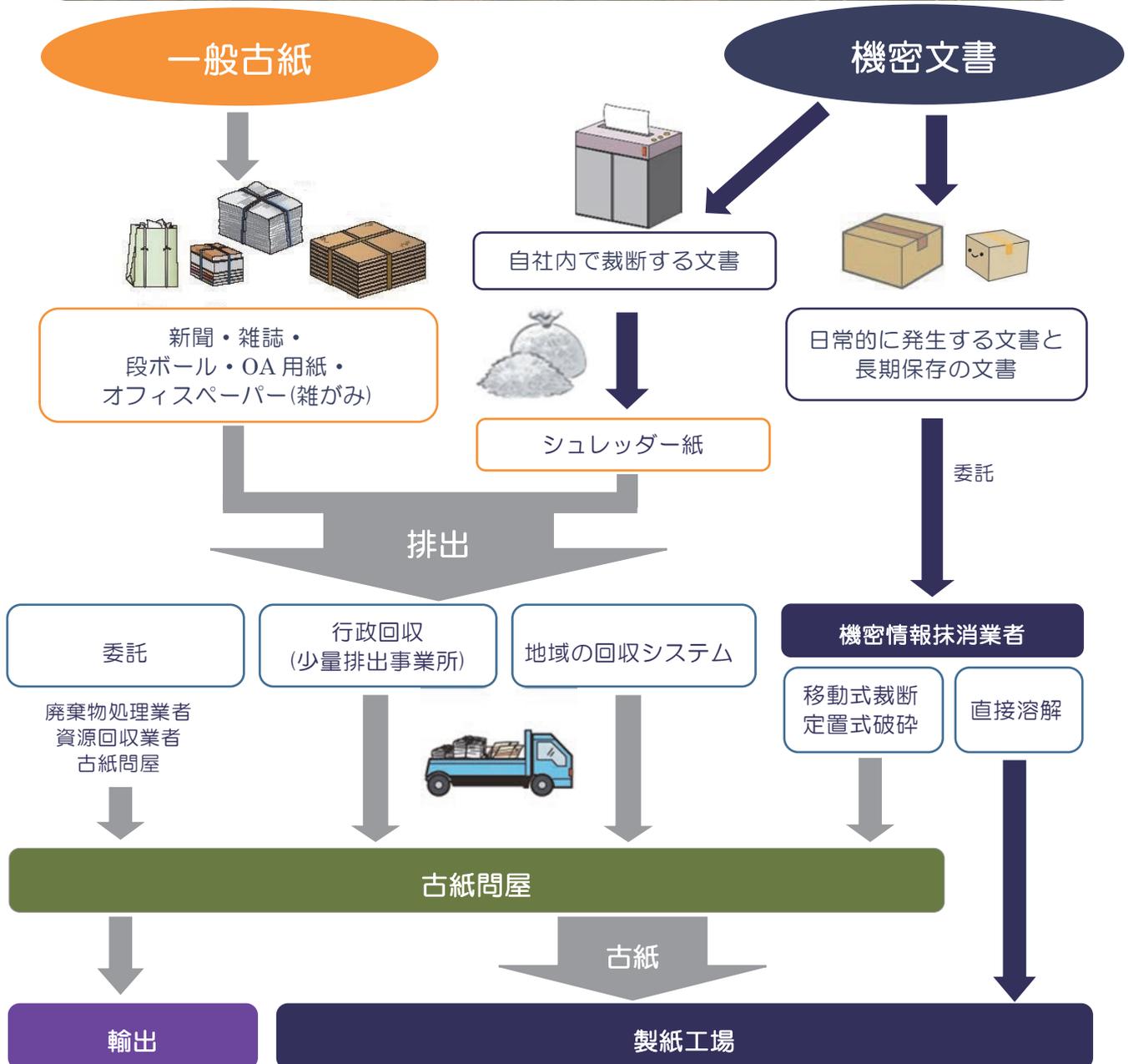
このように家庭からの古紙回収は、行政回収、集団回収、ポイント制の拠点回収、新聞販売店回収と多様化しています。



3) 事業系古紙（市中回収古紙）

事業所の使用済みの紙は、機密情報を含む「機密文書」と「一般古紙」に大別できます。社内でシュレッダー処理した紙は一般古紙として排出されます（但し、シュレッダー紙はリサイクルルートが無い場合は古紙として回収できないことがあります）。また、機密文書を機密情報抹消業者に情報抹消を委託した場合は、情報抹消後の紙は古紙として排出されます。

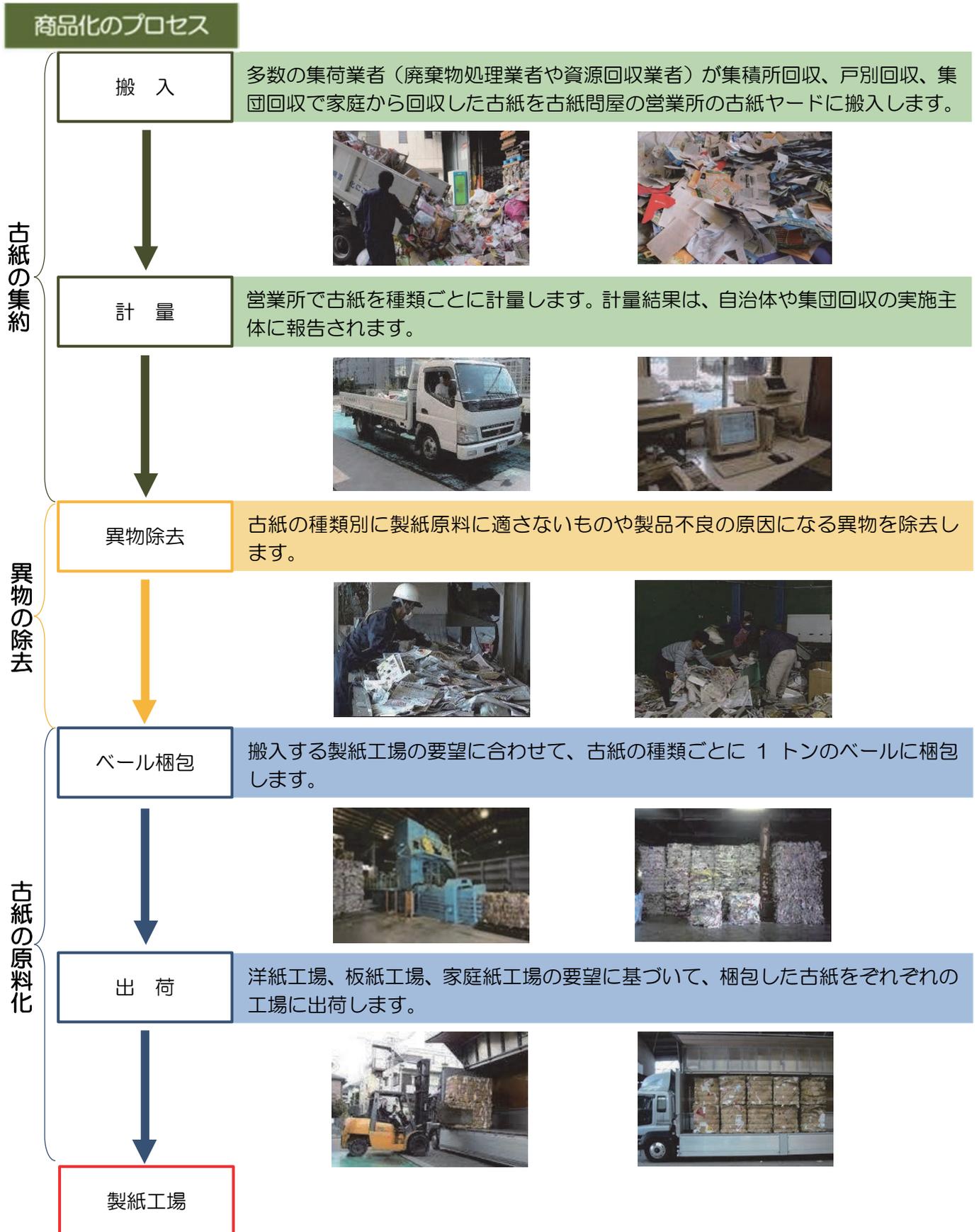
大規模事業所や多量排出事業所では古紙回収は進んでいますが、東京都や政令指定都市などでは1,000 m²又は 3,000 m²以上の大規模建築物所有者に対して①建築物から発生する事業系一般廃棄物の減量、②廃棄物管理責任者の選任・届出、③事業用大規模建築物における再利用計画書の作成・提出を義務づけ、資源リサイクルを促進しています。現在の課題は小規模事業所や少量排出事業所の古紙回収で、事業所内での保管場所が限られることや、一回あたりの回収効率が悪いことがネックとなっています。



4) 古紙問屋の役割

古紙問屋は、古紙の発生源である家庭と製紙工場をつなぐ中継地点です。古紙問屋の役割は、古紙の集約、異物の除去、古紙の原料化の3つです。

それぞれの地域で、製紙原料に適さない紙類（禁忌品）、回収できない紙は変わりますので、古紙問屋に確認しましょう。



5 古紙利用

1) 製紙メーカーの古紙処理

古紙処理は大きく、単層の新聞や印刷・情報用紙などの洋紙およびトイレットペーパーなどの家庭紙、多層構造の板紙に分かれます。

I 単層抄きの新聞や印刷・情報用紙などの洋紙およびトイレットペーパーなどの家庭紙の古紙処理



II 多層抄きの板紙



古紙処理設備と製紙原料に適さない紙類（禁忌品）となる理由

水処理で臭いは薄くなっても、全ての臭いは取れない

書類に付いたホッチキスの針はそのままでも問題ない

鉄板や金属で羽部分が破損する

合成紙やラミネートはパルプを通す穴を塞いで機械を止める

離解

①パルパー
古紙を水に投入し、主に機械的作用により繊維にほぐします。(繊維にほぐしにくい場合は、アルカリ薬品を投入してほぐしやすくすることが多い。)

除塵

②クリーナー
ほぐした原料から重量異物(金属・砂等の重い異物)を遠心力で取り除き、繊維から分離します。

③スクリーン
離解されず大きな形状で残ったゴミを、丸穴やスリットの間隙を使って繊維から分離します。

小さくなった樹脂や薄い金属はスリットを通過して、紙表面にチリとなったり、金属反応を起こす原因になる

水処理で臭いは薄くなっても、全ての臭いは取れない

濃い色の紙は染料が溶け出し、水に色を付ける

脱インキ

④ニーダー、ディスパーザー
古紙パルプ繊維間の摩擦により、未離解古紙の離解を図るとともに、古紙パルプ中のインキ、粘着物等を剥離し、それらを目では見えない状態にまで分散させます。

⑤フローテーター
油性インキが水をはじく性質を利用し、吹き込んだ泡にインキを付着させ、インキだけを浮かせて除去します。

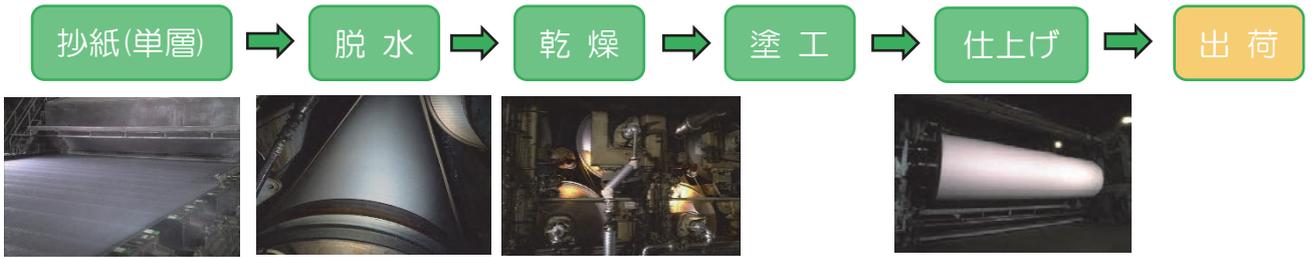
漂白

⑦漂白タワー
パルプ繊維の漂白を行います。

色が染まったパルプで特に色の濃いものは漂白してもそのままの色が残る

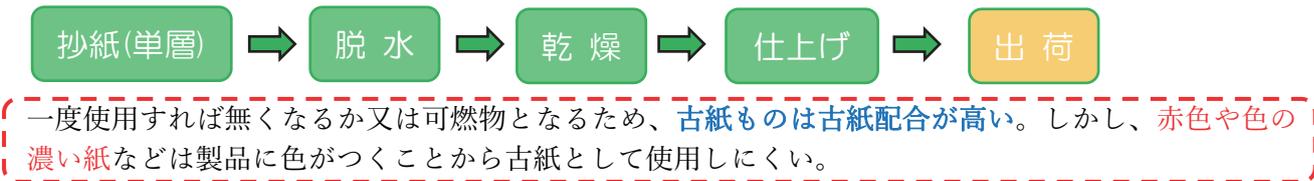
2) 製紙メーカーの抄紙工程

I 単層抄きの新聞や印刷・情報用紙などの洋紙の抄紙工程



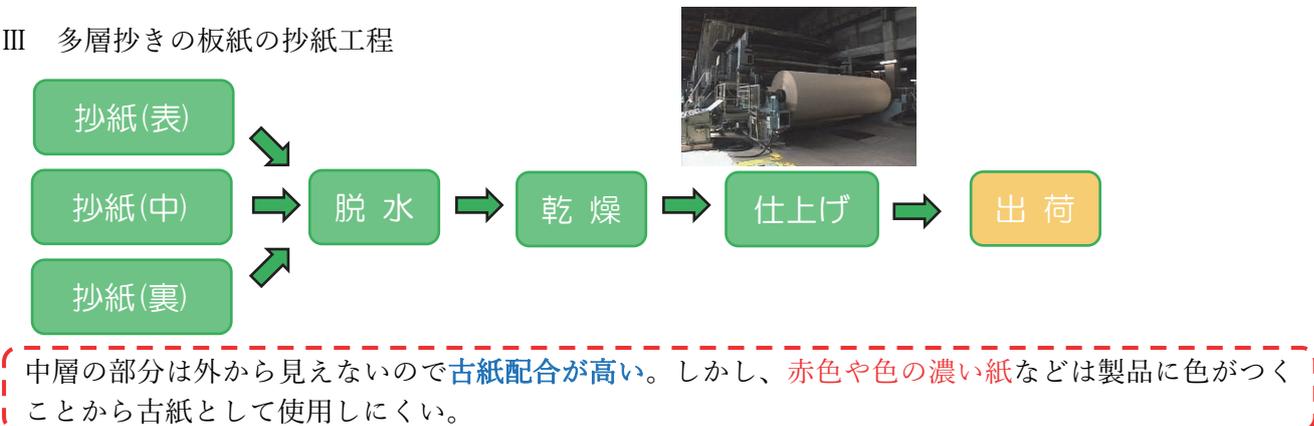
印刷用に高品質が求められることからチリや斑点が多いとクレームになるため、新聞以外では古紙配合が低い。また、粘着物などが原因で断紙すると再度運転するまでに数時間かかることがある。

II 単層抄きのトイレトペーパーなどの家庭紙の抄紙工程



一度使用すれば無くなるか又は可燃物となるため、古紙ものは古紙配合が高い。しかし、赤色や色の濃い紙などは製品に色がつくことから古紙として使用しにくい。

III 多層抄きの板紙の抄紙工程



中層の部分は外から見えないので古紙配合が高い。しかし、赤色や色の濃い紙などは製品に色がつくことから古紙として使用しにくい。

3) 古紙によるトラブル

主なトラブルは昇華転写紙、感熱性発泡紙、臭いのついた紙、ロウ引き段ボールが原因の損紙になります。1回あたりの損紙の量は100トンを超えることがあります。また、大きな金属異物による設備破損や粘着物が原因の断紙によるマシン停止なども起こります。

グラフは全国の製紙メーカーから報告いただいた古紙によるトラブルを集計したものです。

古紙品質トラブル報告の推移



4) 古紙の種類別分別の理由

排出区分が新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、飲料用紙パックと分かれているのは、それぞれの古紙の特性が違い、種類ごとにそれぞれの製品の原料として使い分けをしているためです。

● 古紙の種類と主な紙製品の例

● 分別・利用の理由

古紙

製品

段ボール

段ボール箱



新聞

新聞

コピー用紙



雑誌

お菓子箱(紙器用板紙) 書籍



雑がみ・オフィスペーパー

段ボール箱



飲料用紙パック

トイレトペーパー



シュレッダー紙

【段ボール】

段ボールは色目が常に同じになるようコントロールしています。そのため、原料パルプと製品の色目が大幅に相違しないことが必要です。また、段ボール箱は強さが要求され、主要古紙で最も強いのは段ボール古紙です。

【新聞】

紙・板紙製品とも白さ、色目が常に同じになるようコントロールしています。そのため、原料パルプと製品の白さ、色目が大幅に相違しないことが必要です。

【雑誌】

雑誌には様々な種類の紙が使われていることや、異物が混ざることも多く、綺麗な外観を要求される紙の原料には使用しづらいことがあります。

多層抄きの紙器用板紙や段ボール原紙の中層の原料に使われています。

【雑がみ】

雑がみは雑多な種類の紙であり、異物が混ざることも多く、綺麗な外観を要求される所には使用しづらいことがあります。

多層抄きの段ボール原紙の中層や段ボール箱のなみなみ部分(中芯)の原料に使われています。

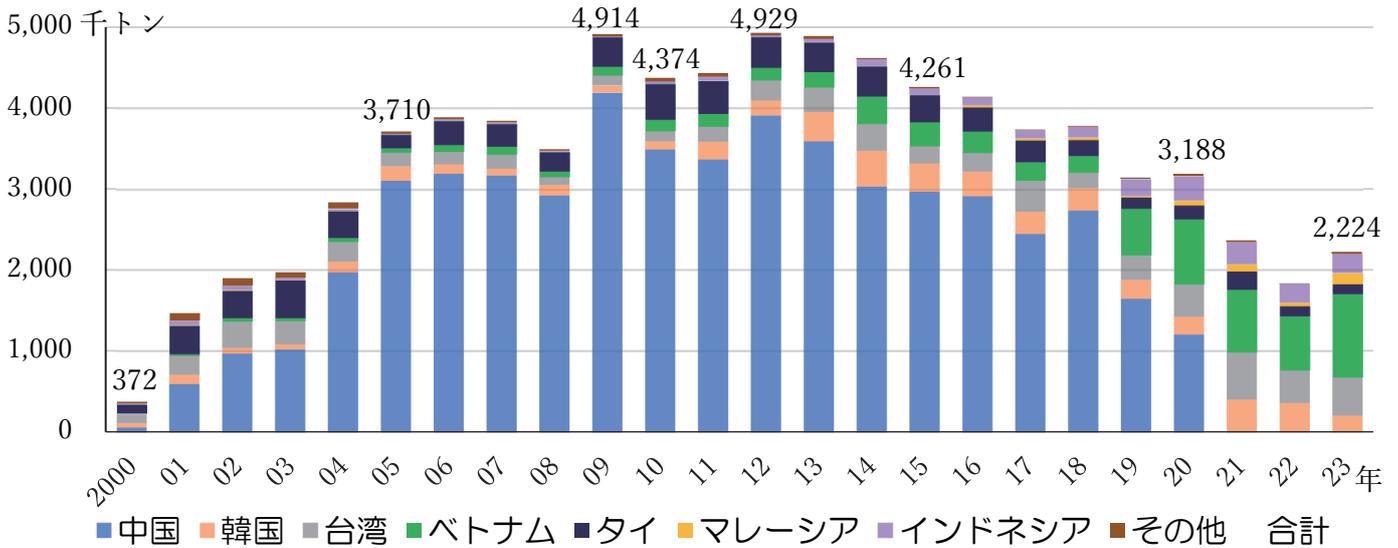
【飲料用紙パック】

飲料用紙パックは離解しにくく、異物であるフィルムが貼られています。そのため、専用古紙処理ラインを持っている製紙メーカーでないと使用は困難です。

飲料用紙パック以外にシュレッダー紙や雑がみを使用している工場もあります。

6 古紙輸出

日本からの東南アジア向け古紙輸出



出典：財務省「貿易統計」

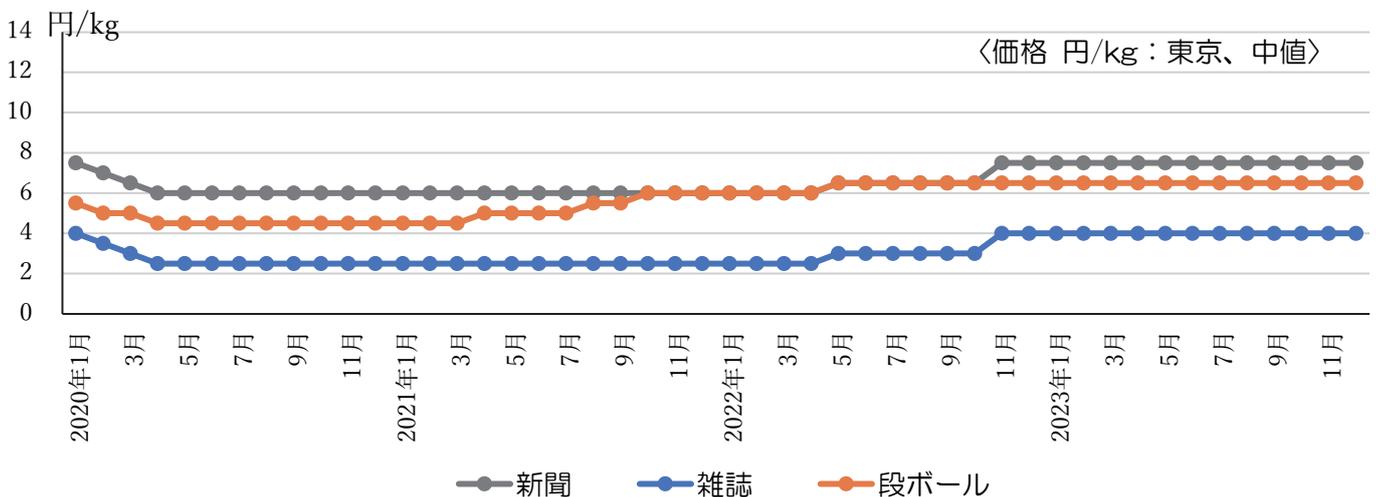
2000年以降、中国は国内の発展と工業化に伴い紙・板紙生産が急増し、原料の1つである古紙の輸入を急拡大しました。世界中から古紙を輸入し、日本の輸出古紙の大半を輸入しました。中国への古紙輸出が日本の古紙回収量増加の後押しとなりました。

2012年以降は中国から東南アジアに工場が移設されるようになり、日本から東南アジアへの古紙輸出が徐々に増加しました。2018年からは中国が2020年末の古紙輸入停止に向けて段階的に古紙輸入を減らす政策により、東南アジア各国への古紙輸出が加速しました。2021年・2022年は段原紙の輸出が増加し、輸出向け段原紙の生産で段ボール古紙が国内で消費され、古紙輸出量は減少しました。2023年は段原紙の輸出が落ち込み、生産が減少したことで、古紙輸出は増える結果となりました。

7 古紙価格（古紙問屋の店頭購入価格の推移）

古紙問屋の店頭購入価格は、古紙問屋に持ち込まれた際の買取価格で上下1~2円の幅があり、地方によって若干価格は異なります。また、古紙を回収に行く場合は人件費・運賃などが掛かりますので、この価格より下がります。

2020年当初に古紙価格が下がったのは、中国の古紙輸入ゼロにより古紙輸出国の古紙が余剰気味になり世界的に古紙価格が下がったことが要因です。2021年~2022年はコロナ禍で東南アジア各国の古紙回収が滞り古紙調達を海外に求めたことで段ボール古紙の国際価格が上昇し日本も上昇しました。



出典：日本経済新聞

雑がみは、家庭から排出される新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類（古紙）のことです。地域によって、「ミックス古紙」、「その他紙」などの区分で回収されています。

オフィスペーパー(オフィス雑がみ)は、オフィスから排出される新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類（古紙）で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるものをいいます。

特に雑がみ回収では、製紙原料に適さない紙類と異物の混入が多いので、注意が必要です。

雑がみの例

チラシ



包装紙



紙袋



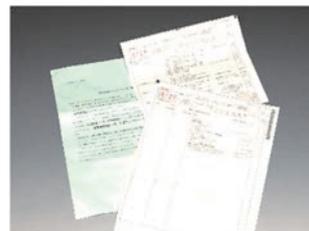
封筒



はがき



ダイレクトメール



カレンダー



ノート



メモ用紙・紙製ファイル



ティッシュなどの紙箱



台紙



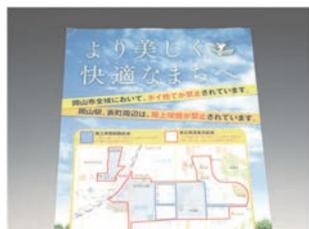
トイレットペーパーの芯



使用済みのコピー用紙



ポスター



名刺



ちぎった紙や丸めた紙



※ ファイル、バインダー、カレンダーなどの金具は取り外しましょう。

禁忌品（製紙原料に適さない紙類）について

古紙をごみにしないためには、製紙原料に適さない紙類や異物を分別除去することが大切です。

禁忌品とは、製紙原料に適さない紙類、製紙原料とは無縁のものや不良品の原因になるものことです。生産工程での不良品の原因や機械トラブルになるものは、除去してください。

しょうかてんしゃし

昇華転写紙（アイロンプリント紙） 詰物（緩衝材）

昇華転写紙はポリエステル製などのスポーツウェア・ユニフォームや旗への絵柄の転写に主に使用されます。転写後の使用済みの紙にも昇華インクが残っており、残留インクが問題を起こします。

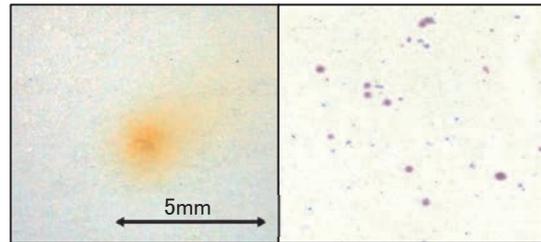
また、デパート、ショッピングモール、スーパーなどで販売されるカバンや靴の緩衝材として使用されることがあります。昇華転写紙かどうか半別しにくいこともあり、雑誌や雑がみの中に混ざって排出されます。



使用済み昇華転写紙・詰物

製品トラブル

板紙表面に色付斑点があらわれます。
A4 用紙 1 枚の混入で 100 トンの不良品が発生することがあります。

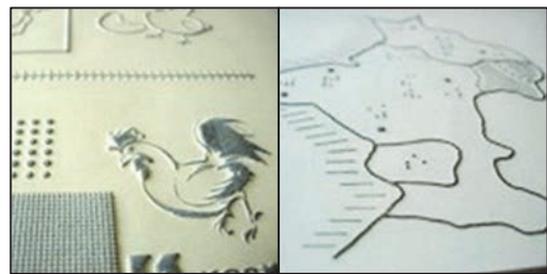


板紙表面にあらわれた色付斑点

かんねつせいはいっぽうし

感熱性発泡紙（立体コピー紙）

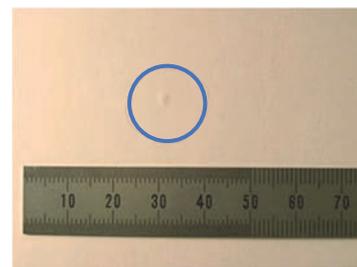
感熱性発泡紙（立体コピー紙）の用途は、点字（絵や地図）が一般的です。点字印刷物の中に挟まれていることがあり、雑誌や雑がみと一緒に排出されます。



感熱性発泡紙（立体コピー紙）

製品トラブル

紙表面に凹凸があらわれます。
A4 用紙 1 枚の混入で 100 トンの不良品が発生することがあります。



板紙表面にあらわれた凹凸

ロウ引き段ボール

輸入青果物や輸入海産物にロウ引き段ボールが使用されているものがあります。

ロウ引き段ボールかどうかの判断は、中を見ると通常の段ボールより濃い色(こげ茶色)をしており、指でこすると油(ワックス)が着くことで判断できます。

特にチリ産レモン、オーストラリア産ブドウ、アメリカ産ブロッコリー、タイ産冷凍エビなどに使用されていることが多く、注意が必要です。



製品トラブル

段ボール原紙表面に油斑点があらわれます。油斑点の部分はインクが付かず、印刷不良が発生します。



チリ産レモン



ブロッコリー



エビ



オーストラリア産ブドウ



植物・苗木



海産物

油で汚れた段ボール

工場などで油を使用する際に段ボールを敷物に使用するなどして油が付着したものや、油が付着した段ボールに接触して同様に油で汚れてしまった段ボールはリサイクルできません。

製品トラブル

段ボール原紙表面に油斑点があらわれます。

油斑点の部分はインクが付かず、印刷不良が発生します。

臭いのついた段ボール

芳香剤、洗剤、柔軟剤、魚関連などを入れた段ボール箱の運搬時に、液漏れなどにより段ボールに臭いが付くことがあります。臭いのついた段ボールはリサイクルできません。

製品トラブル

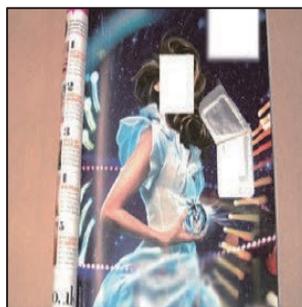
段ボール原紙に臭いが残ります。

臭いのついたままの段ボール箱に商品を入れてしまうと商品に臭いが付き、場合によっては商品回収の大問題となります。

臭いのついた紙・芳香紙

石鹸、化粧品、線香、芳香紙、香料などの強い臭いがしみついた紙や板紙が、雑誌、雑がみとして排出されます。香水や化粧品などの試供品（サンプル）が雑誌についていることもあります。

こうした紙や板紙は、抄紙～製造工程で完全に脱臭することができません。



香水試供品付の雑誌



線香箱

製品トラブル

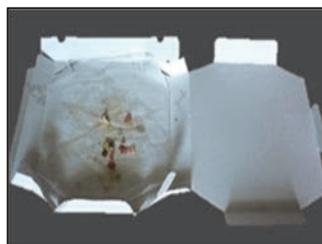
製品に臭気が残ります。臭いのついたままの段ボール箱に商品を入れてしまうと商品に臭いが付き、場合によっては商品回収の大問題となります。

汚れた紙

食品残渣が付着した紙は、腐敗やカビ等の原因となります。また、油汚れのついた紙（使用済みペーパータオル）などの汚れは、洗浄工程でも十分除去できません。

製品トラブル

製品に汚れや臭気が残ります。



食品残渣が付着した紙



使用済みペーパータオル

紙以外の異物

古紙に石、ガラス、金属、土砂、木片、布類、プラスチック類などが混入していることがあります。

特に雑誌などの付録CD・DVDが外されず、排出されていることがあります。

製品・操業トラブル

製品にチリ（斑点）などがあらわれたり、機械が破損するおそれがあります。



雑誌の付録CD・DVD



プラスチックファイル

● その他の製紙原料に適さない紙類

製紙原料などとして利用できるようになってきているものがありますので、地域の古紙問屋又は古紙回収業者にご確認ください。

粘着物



(シール)

圧着はがき



(親展はがき)

カーボン紙・
ノーカーボン紙



(複写伝票)

新聞折込チラシなどに
付随した試供品



(シャンプー・香水など)

感熱紙



(レシート)

箔押しされた紙



(金銀の折り紙など)

アルミ箔の紙



(カップ麺のふた)

アルミ加工された紙



(酒パック)

印画紙



(写真)

防水加工された紙



(紙コップ)

防水加工された紙



(紙製のカップ麺容器)

硫酸紙(パーチメント紙)



(クッキングシートなど)

複合材



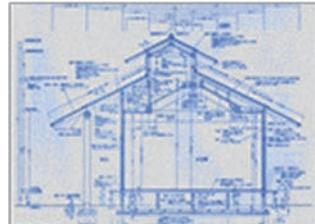
(通販用緩衝封筒など)

建材に使用される紙



(壁紙、防水シートなど)

青図(青焼き)



(複写図面)

着色したクッション材



(色の濃いもの)

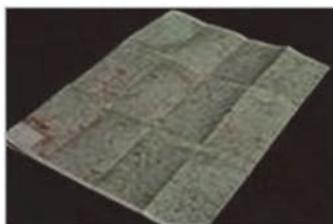
● その他の異物

合成紙



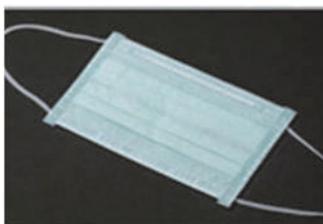
(選挙ポスター)

ストーンペーパー



(地図)

不織布



(マスク)

紙おむつ



(紙おむつ)

毎年 1,741 自治体に古紙関連施策についてアンケートを実施し、その回答結果を「地方自治体紙リサイクル施策調査報告書」にまとめています。令和4年度・5年度調査報告書から抜粋して紹介します。

詳細は「地方自治体紙リサイクル施策調査報告書」をご覧ください。

<http://www.prpc.or.jp//document/publications/entity/>

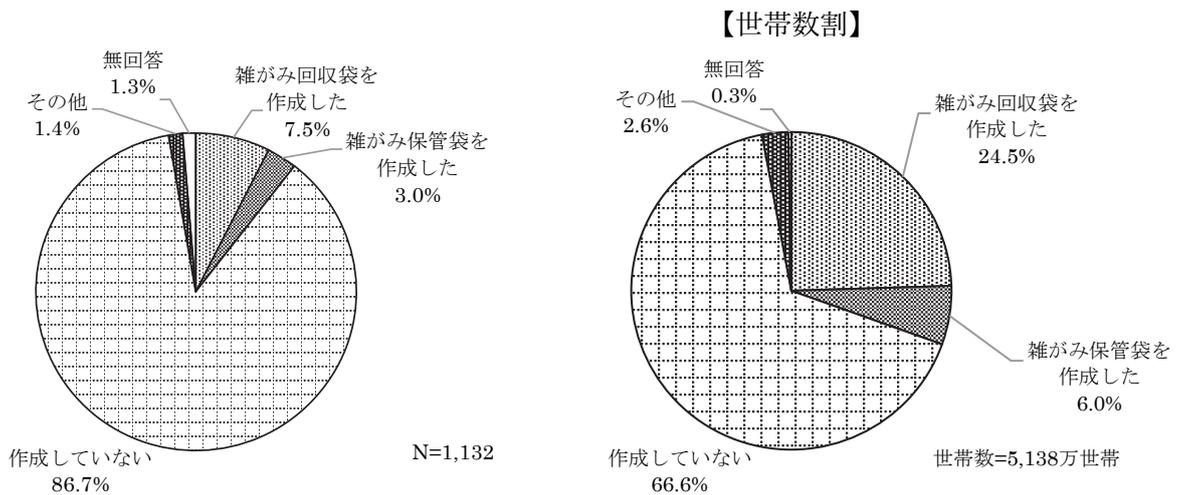


1) 雑がみ袋

① 雑がみ袋の作成

直近5年間の雑がみ袋(回収袋や保管袋)作成有無についてたずねると、「作成していない」(86.7%)が8割以上を占めた。雑がみ袋を作成した割合は約1割(「雑がみ回収袋を作成した」(7.5%)+「雑がみ保管袋を作成した」(3.0%))であった。

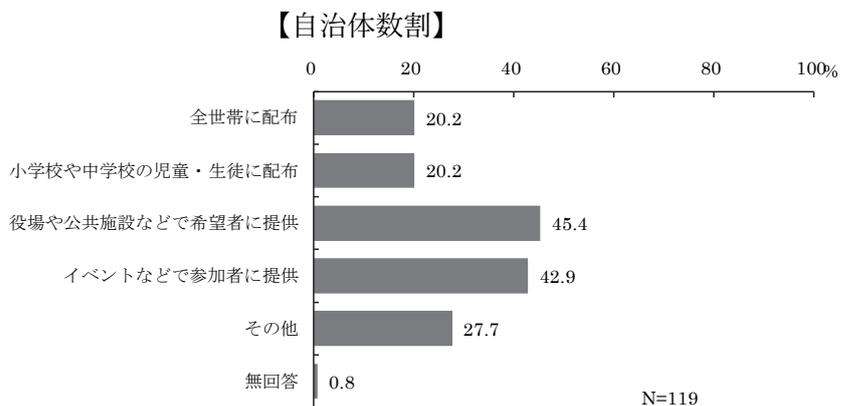
世帯数割合では、雑がみ袋を作成した割合は約3割(「雑がみ回収袋を作成した」(24.5%)+「雑がみ保管袋を作成した」(6.0%))であった。



※ 雑がみ袋のうち、「雑がみ回収袋」は雑がみを入れてそのまま資源回収等に排出することを目的にした袋、「雑がみ保管袋」は雑がみを入れて、袋がいっぱいになった場合は、雑がみをひもで縛って、あるいは他の袋に移し替えて資源回収等に排出し、保管袋は繰り返し使用することを目的にした袋のこと。

② 雑がみ袋の配布

雑がみ袋を作成したと回答した自治体に配布方法をたずねると、「役場や公共施設などで希望者に提供」(45.4%)と「イベントなどで参加者に提供」(42.9%)が高かった。

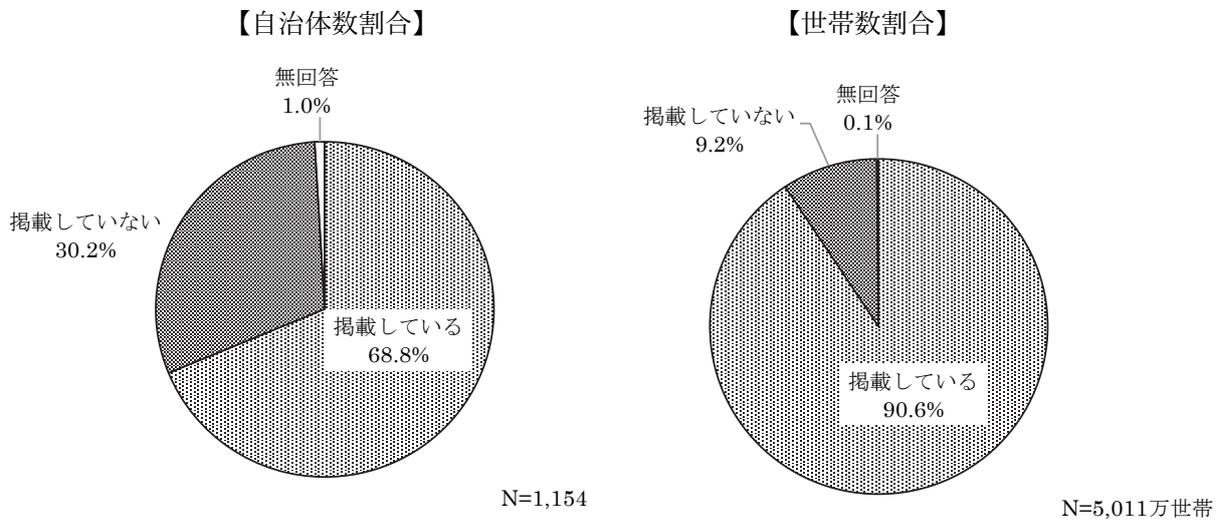


2) 古紙に混ぜてはいけないもの（禁忌品）

① 禁忌品の掲載

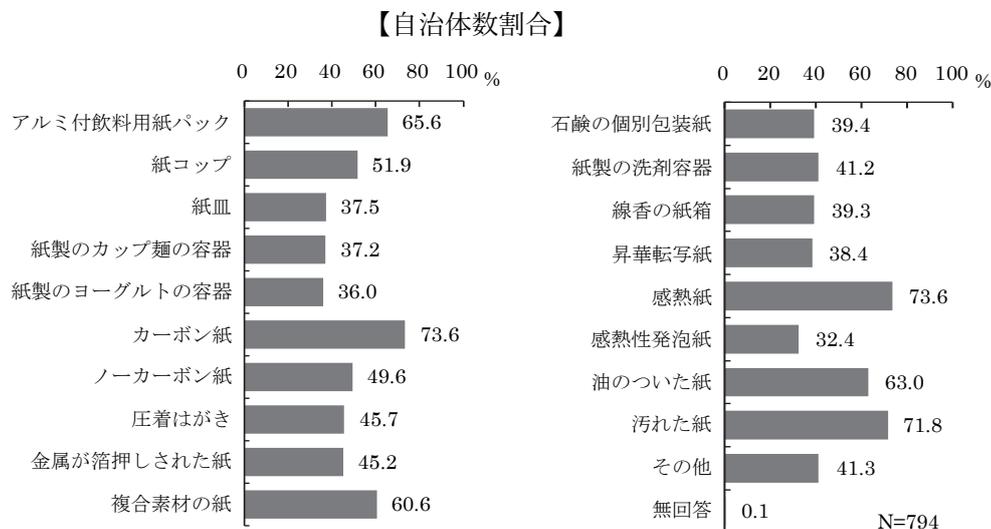
古紙に混ぜてはいけないもの（禁忌品）を冊子やホームページに掲載しているかたずねると、「掲載している」が68.8%、「掲載していない」が30.2%であった。

世帯数割合では、「掲載している」(90.6%)が9割以上を占めた。



② 禁忌品としている紙

古紙に混ぜてはいけないものを冊子やホームページに掲載していると回答した自治体に掲載している禁忌品についてたずねると、「カーボン紙」(73.6%)、「感熱紙」(73.6%)、「汚れた紙」(71.8%)の順で高く、「感熱性発泡紙」(32.4%)、「紙製のヨーグルトの容器」(36.0%)の順で低かった。



3) 集団回収の実施

① 集団回収の実施団体数

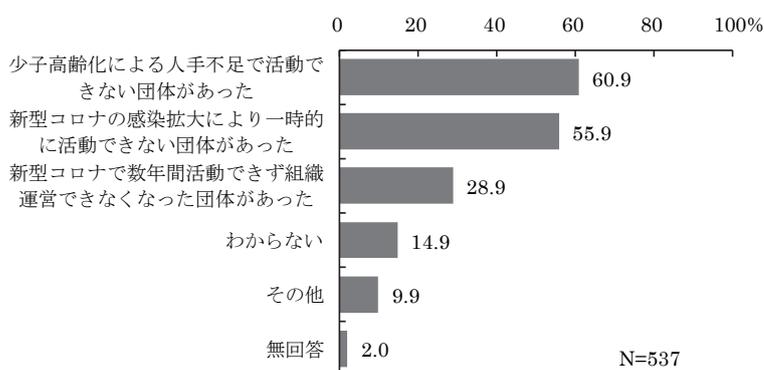
「集団回収」で古紙を回収していると回答した自治体に平成30年度及び令和4年度の集団回収の実施団体数をたずねた結果を人口規模別に平均化し比較すると、ほとんどの人口規模で減少した。

区分	N	実施団体数(平均)		増減数 (b)-(a)	増減率 (b)/(a)-1
		平成30年度(a)	令和4年度(b)		
70万人以上	19	1,747	1,658	-89	-5.1%
20万人以上	72	389	352	-37	-9.5%
10万人以上	94	174	153	-21	-12.1%
5万人以上	141	90	76	-14	-15.6%
1万人以上	296	38	30	-8	-21.1%
1万人未満	70	11	11	0	0.0%

② 集団回収の実施団体数が減少した理由

集団回収の実施団体数が減少した自治体に減少した理由についてたずねると、「少子高齢化による人手不足で活動できない団体があった」(60.9%)、「新型コロナウイルスの感染拡大により一時的に活動できない団体があった」(55.9%)が5割以上で高かった。

【自治体数割】



③ 集団回収が活発化するために行っている取組み

集団回収が活発化するために行っている取組みについてたずねた結果をカテゴリー分類すると以下の通り。

【報奨金・補助金】(175件)

- 集団回収を実施した団体及び回収業者に対して補助金を交付している。
- R4年度から奨励金を増額(3円/kg→5円/kg)。
- 資源集団回収事業報奨金制度。コロナ渦において報奨金交付要件に係る実施回数を3回以上から1回以上に変更した。

【周知・啓発、イベント等】(74件)

- ホームページ、広報誌、ラジオ、SNSでの周知・希望団体へ回収拠点地図の作成。
- 集団資源回収を利用していない集合住宅入居者向けに、清掃事務所が町内会と管理会社の間に入りコーディネートを実施・実施団体に対し、優良団体の取組事例の紹介や、奨励金など成果の見える化につながるような周知チラシを交付。
- 集団資源回収啓発チラシの発行(市全戸配布)・イベント時の啓発チラシの配布。

【道具提供】(7件)

- リヤカーの無料貸し出し、ストックヤード設置補助。
- 実施日にあわせて回収用具を配布する。
- 古紙回収用ボックスの設置を希望する自治会連合会へのボックスの無償貸与(自治会連合会が管理)。

【申請方法・要件の緩和】(5件)

- 令和4年度より団体登録の要件を「おおむね20人以上又は20世帯以上」から「5世帯以上」に緩和した。
- 奨励金の申請には、市に実績報告書等の提出を求めていたが、登録団体の事務負担軽減のため、申請不要の支給方法に変更予定。
- 要綱改正により、集団回収対象者団体の枠を広げた。

【新規団体の呼びかけ・案内】(5件)

- マンション開発時等に、集団回収制度を案内している。
- 集団回収を行っていない地域に対して、広報誌を通じた呼びかけ、マンションの管理組合向けセミナーでの呼びかけや新築マンションへの直接連絡を行っている。

【表彰制度】(4件)

- 資源集団回収活動優良団体の表彰。
- 雑がみ集めてグランプリの実施(50地区の自治会連合会で、雑がみ回収量や雑がみ回収の独自事例を競い合い、優れた成果のあった自治会連合会を表彰する)。
- ごみの減量等に寄与している団体の表彰。

【回収品目の追加】(3件)

- 回収品目の追加(スチール缶・アルミ缶)。
- 対象品目の追加(布類)。

【集積所の利用・修繕等】(2件)

- 集積所の老朽化が進んできているため、民間企業から出る寄付金を利用し、修繕や改築等を促している。
- 市、自治会で管理するごみ収集場所を集団回収による資源物の収集場所としても利用している。

【その他】(4件)

- 辞退する地域団体に対して引き継ぎ団体とマッチングできる取組みがある。
- 担当者の負担増加や高齢化などにより活動の継続が困難となっている町会に対し、町会が指定した複数のポイントに回収業者が直接巡回回収する「ポイント型集団回収」を実施している。

1) 古紙再生促進センターの紹介

【目的】

古紙の回収・利用の促進を図ることにより、生活環境の美化、紙類の安定供給の確保、森林資源の愛護に資し、もって我が国経済の健全な発展と豊かな国民生活の維持に貢献する。

【会員】

製紙会社、古紙直納問屋、他

【沿革】

1974年	財団法人古紙再生促進センター設立
1979年	古紙の統計分類と主要銘柄の制定
1981年	グリーンマーク事業を開始
1986年	古紙標準品質規格の制定
1991年	紙リサイクル研修会を開始
1997年	紙リサイクルセミナーを開始
2001年	ホームページの開設
2009年	紙リサイクルコンテストを開始
2011年	公益財団法人に移行
2013年	紙リサイクル出前授業を開始
2024年	創立 50 周年

【活動紹介①】

紙リサイクル研修会



一般・事業者向け研修

実施方法 : 講師派遣 又は オンライン
 申込方法 : ホームページ掲載の実施要領を確認
 申込受付 : 通年 (一月の実施数に上限有)
 申込書 : ホームページからダウンロードして
 Eメール又は FAX で申込み
 Eメール : gyomu@piif-prpc.com
 F A X : 03-3537-6823
 ホームページ : 広報事業

http://www.prpc.or.jp/activities/public_relations/?id=workshop



新人廃棄物担当者向け研修

開催時期 : 毎年 5 月下旬～6 月上旬実施
 開催案内 : 4 月中旬
 開催方法 : Zoom のウェビナー
 参加申込 : 開催案内記載の URL から申込み
 参加料 : 無料

紙リサイクルセミナー



開催日 : 毎年 10 月実施
 開催時間 : 13:30～16:00
 開催場所 : 東京 (星陵会館)
 講演 : 古紙業界に関連する 3 講演
 開催案内 : 8 月下旬～9 月上旬
 会場参加 : 200 名程度
 ライブ配信 : 配信特設ページにて
 YouTube を通して配信
 録画配信 : セミナー後、約 2 週間程度
 視聴申込 : 不要
 視聴料 : 無料
 テキスト : 配信特設ページに掲載
 動画配信特設ページ : 9 月上旬表示
http://www.prpc.or.jp/activities/public_relations/seminarlive/



【ホームページの「統計資料・刊行物」の紹介】



「統計資料・刊行物」のページには古紙に関する統計資料、古紙回収や古紙品質向上に関する冊子、調査関連の報告書を掲載しています。

刊行物（発行人）は次ページに。

<http://www.prpc.or.jp/document/>



【活動紹介②】

紙リサイクルコンテスト



2023 年度
文部科学大臣賞
ポスターの部
受賞作品

応募期間 : 5月下旬～12月上旬
部 門 : 作文 小学生部門・中学生部門
ポスター 小学生部門・中学生部門
賞 : 文部科学大臣賞(最優秀作品2点)
金賞(優秀作品4点)
特別金賞(優秀作品3点)
銀賞(4点)、銅賞(12点)
学校特別賞(2校以内)
学校奨励賞(2校)
参加賞(応募者全員に「紙リサイクルノート」)
応募方法 : ホームページ掲載の応募チラシを
確認、応募用紙をダウンロードし、
必要事項を記入。郵送での応募。

ホームページ: 広報事業

http://www.prpc.or.jp/activities/public_relations/?id=contest



紙リサイクル出前授業



実施方法 : 講師派遣 又は オンライン
対 象 : 主に小学4年生
※ その他の学年での実施も可能
授業構成 : 講義1コマ、手すきハガキ作り1コマ
申込方法 : ホームページから申込書をダウンロード、必要事項を記入、Eメール
又は FAX で申込み
留 意 点 : 申込みは実施希望日の2か月前まで
Eメール : gyomu@piif-prpc.com
F A X : 03-3537-6823
ホームページ: 広報事業
http://www.prpc.or.jp/activities/public_relations/?id=school



2) 刊行物（発行物）の紹介

● 古紙品質向上の啓発リーフレット



製紙原料に適さない紙類、及びその理由、注意点を裏表に記載した啓発リーフレット

http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Prohibitive_materials.pdf



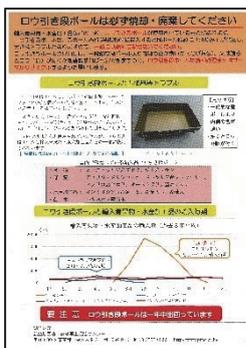
雑がみと製紙原料に適さない紙類を記載した啓発リーフレット
http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Sorted_Residential_paper_leaflet.pdf



詰物（使用済み昇華転写紙）の混入防止リーフレット
<http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Tsumememo.pdf>



感熱性発泡紙の混入防止リーフレット
<http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Pamphlet-of-prevent-mixing.pdf>



ロウ引き段ボールの混入防止リーフレット (Ver.1)
<http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Waxing-corrugated-cardboard-of-prevent-mixing.pdf>



ロウ引き段ボールの混入防止リーフレット (Ver.2)
<http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Waxing-corrugated-cardboard-of-prevent-mixing-Ver.2.pdf>



油汚れが付着した段ボールの混入防止リーフレット
<http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Prevention-of-mixed-corrugated-cardboard-with-oil-stains.pdf>



※ ホームページの「品質向上・禁忌品等の啓発資料」のページに上記以外の古紙品質向上の啓発リーフレットが掲載されています。
<http://www.prpc.or.jp/document/publications/pamphlet/>



● 古紙回収等の啓発冊子



家庭からの古紙回収や紙リサイクルの基本知識をまとめた一般市民向け啓発冊子

<http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/hinshitumamoru-1.pdf>



オフィス発生古紙をリサイクルするために必要なことをまとめた小規模事業者向け啓発冊子

http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/office_recycling_2017.3.pdf



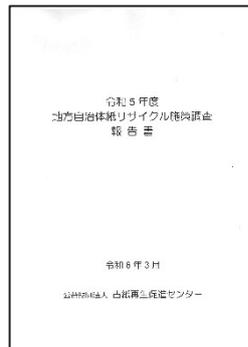
古紙再生工程や古紙を排出する際の注意点等をまんがで書いた子供向け啓発冊子

http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/web_PDF_kosi-mangga_k3.pdf



基本的な古紙の分別等を記載した一般市民向けの啓発リーフレット

<http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/ab1aeeaa8e0644aeb9ac83ec7de5c13f.pdf>



毎年実施している地方自治体紙リサイクル施策調査の報告書

<http://www.prpc.or.jp/document/publications/entity/>



3) 古紙を取り巻く主な業界団体

全国製紙原料商工組合連合会



古紙問屋の全国組織
03-3833-4105
<http://www.zengenren.com/>



日本再生資源事業協同組合連合会



資源回収業者の全国組織
03-3263-9101
<http://www.nisshiren.com/>



日本製紙連合会



製紙会社の業界団体
03-3248-4801
<https://www.jpa.gr.jp/index.php>



紙製容器包装リサイクル推進協議会



紙製容器包装リサイクル推進団体
03-3501-6191
<https://www.jpa.gr.jp/index.php>



1) 資源循環型社会形成のための法律等の内容

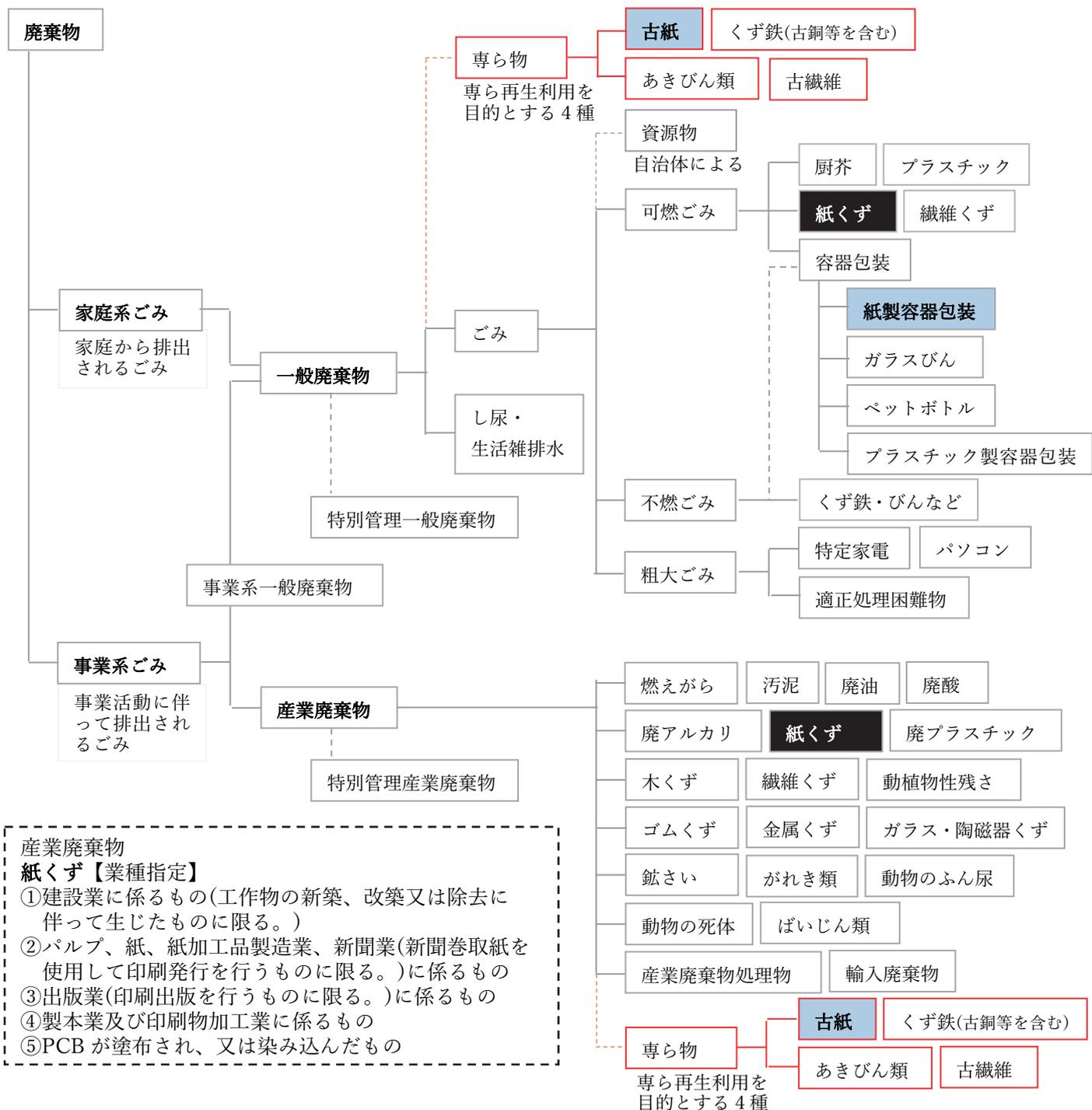
法律等	内容
環境基本法 主管：環境省 制定：平成 5 年 最終改正：令和 3 年	『環境基本法』は、日本の環境政策の枠組みを定める基本法であり、その大半は施策の方向性を示す規定で構成されており、具体的な施策は個別法により実施されます。その目的は、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」としています。(第 1 条)
環境基本計画 主管：環境省	『環境基本計画』は、環境基本法第 15 条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画です。中央環境審議会の意見を聴いて環境大臣が案を作成し、閣議において決定され、都道府県や市区町村においても計画が策定されます。令和 5 年 5 月 12 日に第六次環境基本計画に向けた検討会の取りまとめが行われています。
循環型社会形成推進基本法 主管：環境省 制定：平成 12 年 最終改正：平成 24 年	『循環型社会形成推進基本法』は、日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律で、環境基本法の下位法に位置付けられるとともに、廃棄物・リサイクル政策に関する個別法に対しては上位法としての役割をもつ基本法です。この法律は、「循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」(第 1 条)を目的としています。
循環型社会形成推進基本計画 主管：環境省	『循環型社会形成推進基本計画』は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を計画的に推進するためのもので、概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされています。第五次循環型社会形成推進基本計画は、令和 6 年度から検討が開始されます。
廃棄物処理法 主管：環境省 制定：昭和 45 年 最終改正：令和 4 年	『 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 』は、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律で、「廃棄物処理法」や「廃掃法」とも略称されています。昭和 45 年の公害国会で、従来の「清掃法」(昭和 29 年)を全面的に改めて制定されました。同法は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」(第 1 条)を目的としています。
資源有効利用促進法 主管：経済産業省 環境省 制定：平成 3 年 改題：平成 12 年 最終改正：令和 4 年	平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」が平成 12 年に大幅改正され、『 資源の有効な利用の促進に関する法律 』(資源有効利用促進法)に改題され、平成 13 年 4 月 1 日に施行されました。資源有効利用促進法は、「使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずること」を目的とし、3R の取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めています。また、10 業種・69 品目を指定して製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。
容器包装リサイクル法 主管：経済産業省 環境省 制定：平成 7 年 最終改正：令和 3 年	『 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 』は、容器包装廃棄物のリサイクルを製造者に義務付けた法律です。消費者は容器包装廃棄物の分別排出、市区町村は分別収集、製造者は再商品化という 3 者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としています。容器リサイクル法(容リ法)とも呼ばれています。同法で再商品化義務対象となる容器包装は、ガラス製容器、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 つです。
グリーン購入法 主管：環境省 制定：平成 12 年 最終改正：令和 5 年	循環型社会の形成のためには、リサイクル製品の供給に加えて、需要の拡大が重要であるという観点から、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして『 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 』が制定されました。この法律は、通称グリーン購入法と呼ばれています。同法は、「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進すること」(第 1 条)を目的としています。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）

廃棄物処理法は、昭和 45 年の公害国会で「清掃法」を全面改正し制定されました。廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を通じて、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの汚物や自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)と定義されており、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。法に定義された 20 種類の産業廃棄物に該当しないものはすべて一般廃棄物になります。事業活動から排出される廃棄物のうち、20 種類に該当せず業種指定がない廃棄物は便宜上「事業系一般廃棄物」と呼ばれています。

廃棄物を体系的に図解すると下記のようになります。



3) 古紙の統計分類と主要銘柄

公益財団法人古紙再生促進センター

制 定 昭和 54 年 3 月

最終改定 平成 28 年 5 月 26 日

統計分類	No.	主要銘柄	内 容
上 白 カ ー ド	1	上白	製本・印刷工場、断裁所等より発生する印刷のない白色上質紙の裁落及び損紙
	2	クリーム上白	製本・印刷工場、断裁所等より発生する印刷のないクリーム色上質紙の裁落及び損紙
	3	罫白	製本・印刷工場、断裁所等より発生する白色又はクリーム色上質紙の青罫・トンボのある裁落及び損紙
特 白 中 白 白マニラ	4	特白	製本・印刷工場、新聞社等より発生する印刷のない中質紙の裁落及び損紙
	5	中白	製本・印刷工場、新聞社等より発生する印刷のない更紙の裁落及び損紙
模造色上 (アート古 紙を含む)	6	模造	墨印刷のある上質紙
	7	色上	色刷りのある上質紙でアート紙も含む
	8	ケント	製本・印刷工場等より発生する一部色刷りのある上質及びアート紙の裁落
	9	白アート	製本・印刷工場等より発生する印刷のないアート紙の裁落及び損紙
	10	チラシ	色刷りのある中質系コート紙等
	11	飲料用パック	家庭等より発生する飲料用紙パック並びに紙パックの印刷・加工段階で発生する裁落及び損紙（アルミ付き紙パックを除く）
	12	オフィスペーパー	オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるもの
切 付 中更反古	13	特上切	製本・印刷工場等より発生する色刷りのある中質紙の裁落
	14	別上切 (マンガサイラク)	製本・印刷工場等より発生する色刷りのある更紙の裁落
	15	中質反古	製本・印刷工場等より発生する印刷・色刷りのある中質紙、更紙の損紙
新 聞	16	新聞	家庭、会社及び官公庁等より発生する新聞（折込チラシを含む）及び残紙
雑 誌	17	雑誌	家庭、会社及び官公庁等より発生する雑誌、書籍及び返本・残本（印刷冊子を含む）、取扱説明書、小冊子（パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの）を加えた「綴じられたもの」
茶模造紙 (洋段を 含む)	18	切茶・無地茶	製袋工場等より発生する印刷・色刷りのない製袋及び封筒のクラフト紙の裁落(切茶) 及び損紙(無地茶)
	19	雑袋	米麦袋等のクラフト紙の空袋
	20	クラフト段ボール	クラフト段ボールの裁落及び回収されたクラフト段ボール箱（主に輸入品）、板紙マルチパック等
段ボール	21	段ボール	事業所、家庭、市中等より発生する段ボール
	22	新段ボール	製函工場より発生する段ボールの裁落及び損紙
台 紙 地 券 ボ ー ル 込 新	23	ワンプ	紙・板紙の包装紙
	24	上台紙（地券）	紙器工場等より発生する白板紙、チップボール等の裁落及び打抜き
	25	台紙（ボール）	事業所等より発生する使用済み紙箱
	26	雑がみ	家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞・雑誌・段ボール・飲料用パック以外の区分で回収されたもの

4) 古紙標準品質規格

公益財団法人古紙再生促進センター
制 定 昭和 61 年 1 月 27 日
最終改定 平成 28 年 8 月 3 日

I. 規定

1. 適用範囲

本規格は、新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパー（以下「古紙」という。）の取引における古紙の品質基準について規定するものである。古紙の取引は、購買者・販売者間に特別な取り決めがない限り、本規格によるものとする。

本規格での新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパーとは次のものをいう。

- 新聞とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する新聞（折込チラシを含む。）及び残紙をいう。
- 段ボールとは、事業所、家庭、市中等より発生する段ボールをいう。
- 雑誌とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する雑誌、書籍及び返本・残本（印刷冊子を含む）、取扱説明書、小冊子（パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの）を加えた「綴じられたもの」をいう。
- 雑がみとは、家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものをいう。
- オフィスペーパーとは、オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるものをいう。

2. 品質

古紙の品質は、本規格の II. 古紙標準品質規格表の定義によるものとする。なお、この「古紙標準品質規格」の条件をみたすものを規格品という。

3. 禁忌品

禁忌品は A 類(A-1、A-2)と B 類に区分する。

A 類：製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもので次のものをいう。

A-1 紙以外のもの

- 1) 石、ガラス、金属（工具、機械部品などを含む）、土砂、木片、布類、プラスチック類など
- 2) 合成紙、ストーンペーパー（プラスチックと鉱物でつくられているので、正確には紙でない）
- 3) 不織布（マスク、簡易お手拭など）
- 4) 使い捨ておむつ、生理用品、ペット用トイレシートなど（未使用のものを含む）
- 5) その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの

A-2 紙製品ではあるものの製紙原料とならないもの

- 1) 芳香紙、臭いのついた紙（洗剤・石鹼・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など）
- 2) カバンや靴などの詰物（緩衝材として使用済み昇華転写紙が再使用されることが多い）
- 3) 昇華転写紙（捺染紙、アイロンプリント紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙）
- 4) 感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙）

- 5) ろう（蠟）段（ワックス付段ボール（例：輸入青果物・水産加工品などが入った箱））
- 6) 食品残渣のついた紙
- 7) 汚れた紙（油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙など）
- 8) 医療関係機関等において感染性廃棄物に接触した紙
- 9) その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの

B類：製紙原料に混入することは好ましくないもので次のものをいう。

- 1) 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 2) 建材に使用される紙（石膏ボード、ターポリン紙など）
- 3) 圧着はがき（親展はがきなど）
- 4) シール、粘着テープなど（但し、段ボールの場合、粘着テープは禁忌品としない。）
- 5) 防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など）
- 6) ビニール及びポリエチレン等の樹脂・アルミコーティング紙、ラミネート紙
- 7) 樹脂含浸紙、硫酸紙（パーチメント紙）、ろう（蠟）紙（ろう（蠟）塗工紙）
- 8) 印画紙（写真、インクジェット写真用紙、アルバム）
- 9) カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- 10) 感熱紙（感熱ファックス用紙、レシートなど）
- 11) 抄色紙（判定基準 A、B を除く）※
- 12) 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類（シャンプー、化粧品など）
- 13) その他製紙原料として不適当なもの（複合素材の紙など）

※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っている。
製造メーカーのホームページを参照のこと。

4. 荷姿・風袋

規格品は原則としてプレス梱包品とする。

風袋に禁忌品を使用してはならない。

ただし、梱包のためのひも、鉄線等はこの限りではない。

5. 表示

規格品には購買者・販売者間で識別できるような表示をするものとする。

6. 規格外品

劣化品、日焼品、土・さび等で汚れたもの、水分・禁忌品・他銘柄品が規格を超えるもの、風袋等が規格に反するものはすべて規格外品とする。

7. 選別品

この規格より更に厳しい条件をみたすために精選されたものを選別品という。

II. 古紙標準品質規格表

・この数値は製品に含まれる禁止物の割合ではありません。
・古紙が排出された際に許容できる禁忌品B類トータルの割合のことです。

1. 新聞

1) 禁忌品の混入

(1)禁忌品A類……認めない。

(2)禁忌品B類……原則として認めないが、やむを得ない場合でも

次の率を超えてはならない。……………0.3%

2) 新聞以外の銘柄品（除く新聞折込チラシ）の混入は

次の率を超えてはならない。……………1%

3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。……………12%

2. 段ボール

1) 禁忌品の混入

(1)禁忌品A類……認めない。

(2)禁忌品B類……原則として認めないが、やむを得ない場合でも

次の率を超えてはならない。……………0.3%

2) 段ボール以外の銘柄品の混入は次の率を超えてはならない。……………3%

3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。……………12%

3. 雑誌

1) 禁忌品の混入

(1)禁忌品A類……認めない。

(2)禁忌品B類……原則として認めないが、やむを得ない場合でも

次の率を超えてはならない。……………0.5%

2) 雑誌以外の銘柄品の混入は次の率を超えてはならない。……………5%

3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。……………12%

4. 雑がみ

1) 禁忌品の混入

(1)禁忌品A類……認めない。

(2)禁忌品B類……原則として認めないが、やむを得ない場合でも

次の率を超えてはならない。……………0.5%

2) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。……………12%

5. オフィスペーパー

1) 禁忌品の混入

(1)禁忌品A類……認めない。

(2)禁忌品B類……原則として認めないが、やむを得ない場合でも

次の率を超えてはならない。……………0.5%

2) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。……………12%

5) 雑がみ・オフィスペーパーの分別排出基準

公益財団法人古紙再生促進センター
制 定 平成 17 年 5 月 25 日
最終改定 平成 28 年 5 月 26 日

基準

この基準は、雑がみとオフィスペーパーを分別排出する際に必要な事項をまとめたものである。

この基準に記されていない事項や細部の取扱い等については、古紙の排出者と取引業者の双方で協議することを前提にしている。

1. 雑がみ

(1) 雑がみの内容

雑がみとは、家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞（折込チラシを含む。）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものをいう。具体的には、家庭で不要となった投込みチラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指す。

(2) 雑がみに入れられない紙類

- 防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など）
- カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- 圧着はがき（親展はがき）
- シール、粘着テープなど
- 感熱紙（感熱ファックス用紙、レシートなど）
- 抄色紙（判定基準 A、B を除く）※
- 印画紙（写真、インクジェット写真用紙、アルバム）
- 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類（シャンプー、化粧品など）
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 不織布（マスク、簡易お手拭など）
- 芳香紙、臭いのついた紙（洗剤・石鹸・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など）
- カバンや靴などの詰物（緩衝材として使用済み昇華転写紙が再使用されることが多い）
- 昇華転写紙（捺染紙、アイロンプリント紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙）
- 感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙）
- 合成紙、ストーンペーパー（プラスチックと鉱物でつくられているので、正確には紙でない）
- 食品残渣のついた紙
- 汚れた紙（油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙など）
- その他製紙原料として不適当なもの

※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っている。

製造メーカーのホームページを参照のこと。

(3) 雑がみを排出する際の留意事項

- シールが貼られたはがきや封筒は、シールを取り除くこと。
- プラスチックフィルムのついたティッシュ取り出し口や窓枠封筒は、その部分を取り除くこと。
- プラスチックフィルムが貼られた雑誌の表紙などは、その部分の表紙などを取り除くこと。
- 金属やプラスチックが付着したファイル、バインダーは、金属やプラスチックを取り除くこと。
- 紙や紙箱に貼られた粘着テープは、取り除くこと。

(4) 雑がみの排出方法

大きさを揃えて（細かいものは紙袋に入れて）、紙ひもなどで十文字に縛る。

2. オフィスペーパー

(1) オフィスペーパーの内容

オフィスペーパーとは、オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるものをいう。

具体的には、オフィスで不要となったコピー紙、チラシ、名刺、封筒、包装紙、紙袋などの全般を指す。

(2) オフィスペーパーに入れられない紙類

- 防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など）
- カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- 圧着はがき（親展はがき）
- シール、粘着テープなど
- 感熱紙（感熱ファックス用紙、レシートなど）
- 抄色紙（判定基準 A、B を除く）※
- 印画紙（写真、インクジェット写真用紙、アルバム）
- 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類（シャンプー、化粧品など）
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 不織布（マスク、簡易お手拭など）
- 芳香紙、臭いのついた紙（洗剤・石鹸・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など）
- カバンや靴などの詰物（緩衝材として使用済み昇華転写紙が再使用されることが多い）
- 昇華転写紙（捺染紙、アイロンプリント紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙）
- 感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙）
- 合成紙、ストーンペーパー（プラスチックと鉱物でつくられているので、正確には紙でない）
- 食品残渣のついた紙
- 汚れた紙（油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙など）
- その他製紙原料として不適当なもの

※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っている。
製造メーカーのホームページを参照のこと。

(3) オフィスペーパーを排出する際の留意事項

- シールが貼られたはがきや封筒は、シールを取り除くこと。
- プラスチックフィルムのついたティッシュ取り出し口や窓枠封筒は、その部分を取り除くこと。
- プラスチックフィルムが貼られた雑誌の表紙などは、その部分の表紙などを取り除くこと。
- 金属やプラスチックが付着したファイル、バインダーは、金属やプラスチックを取り除くこと。
- 紙や紙箱に貼られた粘着テープは、取り除くこと。

(4) オフィスペーパーの排出方法

大きさを揃えて、紙ひもなどで十文字に縛る。

(5) シュレッダーにかけた紙の取扱い

シュレッダーにかけた紙の取扱いについては、古紙の排出者と取引業者の双方で協議するものとする。



古紙再生促進センターは2024年・創立50周年



公益財団法人
古紙再生促進センター

〒104-0042 東京都中央区入船3丁目10番9号 新富町ビル4F

TEL. 03(3537)6822 / FAX. 03(3537)6823

ホームページ <http://www.prpc.or.jp>



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。